

佐賀県告示第三百四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

佐賀県知事 古川 康

平松地区（追加）

次に掲げる地番の土地に存する標柱五号から標柱十三号までを順次直線で結んだ線、標柱十三号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成十三年佐賀県告示第百十七号）の第二号（以下「既指定」という。）に規定する標柱四号とを直線で結んだ線及び既指定に規定する標柱四号と標柱五号とを直線で結んだ線に囲まれた区域。ただし、既指定で指定した区域を除く。

標柱番号	市	大字	字	地番
五	佐賀市	三瀬村藤原	平松	二〇二九番地先道路敷
六	"	"	"	二〇四七番一
七	"	"	"	二〇六二番地先道路敷
八	"	"	"	二〇一二番三三
九	"	"	"	二〇一二番二二
十	"	"	"	二〇一二番一六
十一	"	"	"	二〇一二番八
十二	"	"	"	二〇一二番六五地先道路敷
十三	"	"	"	二〇二三番三地先道路敷